

高齢者を守る お助けかわらばん

其の
十二

催眠商法

「今だけ！無料・格安」にご注意



- 一. 「無料」や「格安」など甘い話には用心する。
- 二. 会場の雰囲気に惑わされない。
- 三. 必要がなければきっぱり断る。



困ったときは、お住まいの自治体の
消費生活相談窓口
に相談ください

消費者ホットライン

最寄りの相談窓口
につながります！

い や や!
TEL 188

契約、悪質商法、製品・
食品やサービスによる
事故等の御相談は(市
外局番なし188番)に
お電話ください。